

平成29年度

奈良市非常勤嘱託職員（女性問題相談室相談員）募集要項

1 募集の目的

本募集は奈良市女性問題相談室における相談員を任用するために行います。

2 募集人員

1名

3 業務内容

女性問題相談室において、家族・DV・結婚・子育て・性に関することや家庭の問題等の悩みを女性問題の視点にたち、カウンセリング等により相談者の問題解決を図るための支援を行います。

4 応募資格

- ① 昭和27年4月2日以降に生まれた女性で、奈良市または奈良市近郊に居住し、週4日勤務できる女性。
- ② 男女共同参画の視点に立って、諸問題を抱える女性の相談や支援等に、熱意と見識を持って責務にあたることができ、次のいずれかに該当するもの
 - ア 学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程において、社会福祉士、児童福祉士、心理学、社会学を専攻する学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業したもの
 - イ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等相談業務に関する資格を有するもの
 - ウ 社会福祉主事として、相談業務に従事した経験のあるもの
 - エ 女性の自立や人権尊重に関する相談を実施する男女共同参画推進施設、又は福祉、保護に関する機関、若しくはそれに類する施設で、相談業務に従事した経験のあるもの

※ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例

によることとされる準禁治産者を含む。)

- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 奈良市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で在留資格において就職等が制限されている者

5 募集・応募手続

市のホームページ、ハローワークにより募集を行います。

- (1) 募集期間 平成29年5月24日(水)～平成29年6月7日(水)
- (2) 提出書類 ①小論文(様式自由、800字程度)
テーマ「女性問題相談員に求められるもの」
②履歴書(市販の履歴書、写真添付、**自己PRおよび募集要項の4応募資格②に該当する項目(資格や相談経験等)を必ず記載**)
- (3) 応募手続 簡易書留で小論文、履歴書を奈良市男女共同参画課まで送付。
6月7日(水)必着。センターへ持参していただいても結構です。
(応募書類は返却しません。本課で責任をもって処理致します。)

6 勤務条件(条例・規則の改正により変更されることがあります。)

- (1) 相談場所 奈良市男女共同参画センター女性問題相談室、西部会館相談室及び北部会館相談室のいずれかにおいて行います。
- (2) 勤務時間 週4日勤務(土曜日と、月・火・水・木・金のうち3日間)
午前10時～午後5時(休憩1時間)
- (3) 基本報酬 週4日勤務 月額 140,600円
- (4) 交通費 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」により支給
(月額の上限55,000円)
- (5) 社会保険・休暇 「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則」による

- (6) 任用期間 平成29年7月1日～平成30年3月31日
(以降、年度ごとに更新します。ただし、勤務状況により変更する
可能性があります。定年は、満65歳に達した年の年度末まで。)

7 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

- ① 内 容 応募提出書類の履歴書、小論文により選考します。
② 選考の結果 平成29年6月12日（月）頃に応募者全員に第一次選考の結果を郵送にて通知します。また、第一次選考合格者には、第二次選考の面接日時についてあわせて郵送で通知します。

(2) 第二次選考（第一次選考の合格者に対して行います。）

- ① 内 容 面接試験
② 日 時 平成29年6月中旬を予定。時間は第一次合格通知書に記載します。
③ 選考の結果 平成29年6月23日（金）頃までに第二次選考の受験者全員に、第二次選考の結果を郵送で通知します。

(3) 任用の決定及び通知

第二次選考の合格者は採用候補者名簿に登載し、搭載された者の中から平成29年7月1日より任用する予定です。ただし、応募資格がないこと及び応募書類の記載内容が正しくないことが判明した場合は合格を取り消す場合があります。

【提出先】

〒630-8245
奈良市西之阪町12番地
奈良市男女共同参画センター

【問い合わせ】

TEL：0742-81-3100
FAX：0742-25-0600